

山口県自転車の安全で適正な利用促進条例（素案）

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、自転車の安全で適正な利用の促進に関し、基本理念を定め、県及び自転車利用者の責務、県民、事業者等の役割を明らかにするとともに、自転車の活用に関する施策の基本となる事項を定めることにより、自転車の活用に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって自転車に係る交通事故の防止及び被害者の保護を図り、県民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（趣旨・解説）

- 本条例を制定する目的を規定したもの。
- 具体的には、自転車の安全で適正な利用の促進に関して、基本理念や、各主体の責務や役割、施策の基本的事項等を定めることなどにより、自転車に係る交通事故の防止と被害者の保護を図り、県民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することとしている。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号、以下「法」という。）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 自転車利用者 自転車を利用する者をいう。
- (3) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護する者をいう。
- (4) 事業者 事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (5) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。
- (6) 関係団体 交通安全に関する普及啓発活動を行う法人その他の団体をいう。
- (7) 自転車小売業者 自転車の小売を業とする者をいう。
- (8) 自転車貸付業者 自転車の貸付けを業とする者をいう。
- (9) 自転車損害賠償責任保険等 自転車の利用によって他人の生命又は身体を害した場合における損害賠償を保障することができる保険又は共済をいう。

（趣旨・解説）

- 本条例における用語を定義したもの。
- 一般的に法令等で規定されている定義と同様。

- 第2項の「自転車利用者」は、道路以外の場での自転車が加害者となる交通事故も考慮し、道路での利用に限定せず、県内において自転車を利用する全ての者。
- 第6項の「関係団体」は、関係機関・団体等が連携し、交通安全県民運動等を展開する「交通安全山口県対策協議会」をはじめ、「山口県交通安全協会」、「山口県安全運転管理者協議会」、「山口県交通安全母の会」など、交通安全に関する活動を行うことを目的に組織された団体。
- 第9項の「自転車損害賠償責任保険等」は、自転車利用者の責任による交通事故が発生した場合に、被害者の経済的救済、加害者の賠償責任の補償と経済的負担の軽減を図るための金銭的補償ができる保険。

(基本理念)

第3条 自転車の安全で適正な利用の促進は、県、自転車利用者、県民等がそれぞれの責務又は役割を果たすとともに、相互に連携し、及び協力しながら自転車に関係する交通事故の防止及び被害者の保護を図ることを旨として行わなければならない。

2 自転車の安全で適正な利用の促進は、自転車を利用することが県民の健康増進、自然環境への負荷の低減及び観光の振興に資するという認識の下に行わなければならない。

(趣旨・解説)

- 本条例における基本理念を規定したもの。
- 第1項では、県や自転車利用者、県民等の責務・役割を明らかにし、相互に連携・協力することで、自転車に関係する交通事故の未然防止や被害者の保護を推進すると規定。
- 第2項では、自転車の安全で適正な利用による効果として、「健康の増進」「環境負荷の低減」に加え、本県の特性等を生かして進めるアウトドア・ツーリズムでの活用など、「観光の振興」に寄与すると規定。

(県の責務)

第4条 県は、基本理念にのっとり、国、市町、自転車利用者、県民等と相互に連携し、及び協力して、自転車の安全で適正な利用の促進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、県民、事業者、市町、関係団体等が実施する自転車の安全で適正な利用に関する取組を推進するため、情報の提供、助言その他の必要な協力を行うものとする。

3 県は、県民に対し、自転車の安全で適正な利用に関する交通安全教育、広報及び啓発を行うものとする。

(趣旨・解説)

- 県が条例制定の主体であることから、「県の責務（責任+義務）」として規定。

- 自転車の安全で適正な利用を促進するため、県は、国や市町等と連携して、施策を策定・実施すること、県民、事業者、市町等が実施する取組を推進するための情報提供や必要な協力など、県が果たすべき役割を規定。
- また、自転車の安全で適正な利用を促進するために重要な交通安全教育や広報啓発を行うことを規定。

(自転車利用者の責務)

第5条 自転車利用者は、自転車が車両（法第2条第1項第8号に規定する車両をいう。）であることを認識し、法その他の関係法令を遵守するとともに、自転車を安全で適正に利用しなければならない。

2 自転車利用者は、自転車の利用に係る交通事故の防止に関する知識を習得するとともに、自転車の利用に当たって必要な安全上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(趣旨・解説)

- 自転車の安全で適正な利用は、自転車の利用者が車両の運転者としての自覚をもって取り組む必要があるため、「県民の役割」とは別に、「自転車利用者の責務（責任＋義務）」として規定（県外からの利用者も含む）。
- 第1項は、自転車利用者に車両の運転者として、道路交通法その他の法令を遵守することを規定。
- 第2項は、自転車利用者自らが、交通事故の防止に関する知識の習得に努めるとともに、自転車の点検整備等の安全上の措置を行うことを規定。

(県民の役割)

第6条 県民は、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、家庭、職場、学校、地域等における自転車の安全で適正な利用に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

2 県民は、国、県及び市町が実施する自転車の安全で適正な利用に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(趣旨・解説)

- 自転車の安全で適正な利用を促進していくため、県民一人一人がその重要性を認識して取り組む必要があることを規定。
- 県民として、家庭、職場、学校、地域等において、自転車の安全で適正な利用の促進に関する取組を自主的・積極的に実施することや、県等が実施する交通安全施策に協力することを規定。

(保護者の役割)

第7条 保護者は、その監護する未成年者に対し、自転車の安全で適正な利用に関する技能及び知識を習得させるよう努めるものとする。

(趣旨・解説)

- 保護者に、その監護する未成年者が自転車を利用する際に、交通事故に遭わないよう、交通事故を起こさないようにするため、各家庭において、自転車の安全で適正な利用に関する技能や知識の習得などの交通安全指導を行うよう努力義務として規定。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、その従業員に対し、自転車の安全で適正な利用に関する啓発及び指導を行うよう努めるものとする。

- 2 事業者は、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、自転車の安全で適正な利用に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。
- 3 事業者は、国、県及び市町が実施する自転車の安全で適正な利用に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(趣旨・解説)

- 事業者は、その従業員に対して、自転車の安全で適正な利用に関する啓発・指導等の取組を自主的・積極的に行うとともに、県等が実施する交通安全施策に協力するよう努力義務として規定。

(学校の長の役割)

第9条 学校の長は、その学校の児童、生徒又は学生が、自転車の安全で適正な利用をすることができるよう必要な交通安全教育の実施に努めるものとする。

(趣旨・解説)

- 学校長に、その学校に通学する児童、生徒・学生に対する自転車の安全で適正な利用の促進に向けた交通安全教育が円滑に行われるよう努力義務として規定。

(関係団体の役割)

第10条 関係団体は、自転車の安全で適正な利用の促進に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

- 2 関係団体は、国、県及び市町が実施する自転車の安全で適正な利用に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(趣旨・解説)

- 交通安全に関する普及啓発活動を行う関係団体に対して、自転車の安全で適正な利用を促進していくための自主的かつ積極的な取組を促すとともに、県等が実施する交通安全施策に協力するよう努力義務として規定。

第2章 基本的施策等

(自転車小売業者の情報提供等)

第11条 自転車小売業者は、自転車の購入又は点検、整備若しくは修理を依頼しようとする者（以下「自転車購入者等」という。）に対し、自転車の安全で適正な利用に関する情報の提供及び助言を行うよう努めるものとする。

(趣旨・解説)

- 自転車の安全で適正な利用が促進されるよう、自転車小売業者は、自転車購入者等に対して、販売時等の機会を通じ、情報提供や助言を行うよう努力義務として規定。

(自転車貸付業者の情報提供等)

第12条 自転車貸付業者は、自転車を借り受けようとする者に対し、自転車の安全で適正な利用に関する必要な情報の提供及び助言を行うよう努めるものとする。

(趣旨・解説)

- 自転車の安全で適正な利用が促進されるよう、自転車貸付業者は、レンタサイクルの借受者等に対して、貸出時等の機会を通じ、情報提供や助言を行うよう努力義務として規定。

(自転車の点検及び整備)

第13条 自転車利用者、自転車貸付業者又は自転車を事業の用に供する事業者は、その利用し、貸し付け、又は事業の用に供する自転車について、必要な点検及び整備を行うよう努めなければならない。

2 保護者は、その監護する未成年者が利用する自転車について、必要な点検及び整備を行うよう努めなければならない。

(趣旨・解説)

- 第1項は、自転車利用時の安全性を確保するため、自転車利用者等に対して、自転車の点検・整備を行うよう努力義務として規定。
- 第2項は、未成年者については、自転車の点検・整備について十分な知識がないことが予想されることから、保護者が点検整備を行うよう努力義務として規定。

(乗車用ヘルメットの着用の推進)

第14条 県は、市町、学校、関係団体及び事業者と連携し、自転車利用者の乗車用ヘルメットの着用を推進するため、情報の提供、啓発、その他の必要な施策を行うものとする。

(趣旨・解説)

- 令和5年4月からの改正道路交通法の施行により、自転車乗車用ヘルメットの着用が

全年齢で努力義務化されたことから、県は、市町、学校、関係団体等と連携して、ヘルメット着用の普及促進を図るため、情報提供、広報啓発、交通安全施策等を実施するよう努力義務として規定。

(道路環境の整備)

第15条 県は、国及び市町と連携し、自転車利用者が自転車を安全に通行させることができる道路交通環境の整備に努めるものとする。

(趣旨・解説)

- 自転車の安全で適正な利用を促進していくためには、道路交通環境の整備が不可欠であることから、県は、国、市町と連携して、自転車の安全利用に配慮した道路環境の整備を推進するよう努力義務として規定。

(財政上の措置)

第16条 県は、自転車の安全で適正な利用に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(趣旨・解説)

- 本条例の目的を達成するため、県は、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を実施する際に、財政上の措置を講ずるよう努力義務として規定。

第3章 自転車損害賠償責任保険等

(自転車損害賠償責任保険等への加入)

第17条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならない。ただし、当該各号に掲げる者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りではない。

- 一 自転車利用者又はその保護者 その自転車利用者
- 二 自転車をその事業の用に供する事業者 その事業の用に供する自転車を利用する者
- 三 自転車貸付業者 その貸付の用に供する自転車を利用する者

(趣旨・解説)

- 近年、全国で発生している自転車事故による高額な賠償事案を踏まえ、自転車利用者の責任による交通事故が発生した際に、被害者の経済的救済及び加害者の賠償責任の補償が図られるよう、自転車利用者等に対して、自転車損害賠償責任保険等への加入を義務として規定。
- 条例による加入の義務付けにより、県民の意識啓発を図るとともに、県や市町、学校、関係団体等は連携して、保険等の周知や加入促進に向けた広報啓発活動を行っていくこととしており、罰則は設けない。

(自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等)

第18条 自転車小売業者は、自転車購入者等に対し、自転車損害賠償責任保険等の加入の有無を確認するよう努めるものとする。

- 2 自転車小売業者は、前項の規定による確認により加入していることを確認できないときは、自転車購入者等に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入に関する情報を提供するよう努めるものとする。
- 3 事業者は、自転車を利用して通勤する従業員に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入の有無を確認するよう努めるものとする。
- 4 第2項の規定は、前項の場合について準用する。
- 5 自転車貸付業者は、自転車を借り受ける者に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入に関する情報を提供するよう努めるものとする。

(趣旨・解説)

- 自転車購入者の多くは、自転車小売業者から購入することが想定されるため、購入の機会を捕らえて、購入者に対して、保険等の加入状況の確認や加入の必要性等について説明することを努力義務として規定。
- 第1項・第2項は、自転車小売業者に対して、購入者の保険加入を確認するとともに、未加入者や不明の者に対して、加入の必要性等を情報提供するよう努力義務として規定。
- 第3項・第4項は、事業者に対して、従業員の通勤方法として自転車利用者がいるときは、保険加入を確認するとともに、未加入者や不明の者に対して、加入の必要性等を情報提供するよう努力義務をして規定。
- 第5項は、自転車貸付業者に対して、自転車借受者に、自らが加入している保険内容を情報提供するよう努力義務として規定するもので、借受者が条例違反にならないことの確認にもなる。

(自転車損害賠償責任保険等に関する情報の提供等)

第19条 県は、市町、自転車損害賠償責任保険等を引き受ける保険者及び関係団体と連携し、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進するため、自転車損害賠償責任保険等に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 学校の長は、自転車を利用する児童、生徒及び学生並びにその保護者に対し、自転車損害賠償責任保険等に関する情報を提供するよう努めるものとする。

(趣旨・解説)

- 第1項は、自転車損害賠償責任保険等への加入促進には、条例による加入の義務付けだけでなく、保険加入の必要性や加入すべき保険制度の内容等について、広報啓発を図ることが重要であるため、県が、市町や関係団体等と連携して行うよう努力義務として規定。

- 第2項は、自転車を利用する児童、生徒・学生やその保護者に対して、機会を捉えて、保険等への加入の必要性を広報啓発することが重要であることから、学校関係者による情報提供について努力義務として規定。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第3章の規定は、令和6年10月1日から施行する。

(趣旨・解説)

- この条例は、新年度の新生活に合わせ、令和6年4月1日から施行する。
- 保険の義務化に係る規定については、その内容を自転車利用者等に周知し、自転車小売業者等に協力を求める必要があることから、令和6年9月まで周知を行い、施行日を半年後の令和6年10月1日とする。